

実施方針公表時からの主な変更点

項 目	改 正 案	現 行	備 考																																
維持管理・運営期間中のペナルティによるサービス購入料の減額	<p>(エ) 減額の方法</p> <p>四半期の間のペナルティポイントを積み上げて、下表に基づきサービス購入料から減額を実施する。減額の対象となる金額は、当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4とする。<u>(ただし、サービス購入料4及びサービス購入料5に相当する部分は除くものとする。)</u></p> <p>ペナルティポイントと減額割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ペナルティポイント</th> <th>減額割合</th> <th>ペナルティポイント</th> <th>減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11～15 P P</td> <td>1 P Pにつき0.04%</td> <td>26～30 P P</td> <td>1 P Pにつき0.07%</td> </tr> <tr> <td>16～20 P P</td> <td>1 P Pにつき0.05%</td> <td>31～35 P P</td> <td>1 P Pにつき0.08%</td> </tr> <tr> <td>21～25 P P</td> <td>1 P Pにつき0.06%</td> <td>36 P P以上</td> <td>支払停止</td> </tr> </tbody> </table>	ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合	11～15 P P	1 P Pにつき0.04%	26～30 P P	1 P Pにつき0.07%	16～20 P P	1 P Pにつき0.05%	31～35 P P	1 P Pにつき0.08%	21～25 P P	1 P Pにつき0.06%	36 P P以上	支払停止	<p>(エ) 減額の方法</p> <p>四半期の間のペナルティポイントを積み上げて、下表に基づきサービス購入料から減額を実施する。減額の対象となる金額は、当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4とする。</p> <p>ペナルティポイントと減額割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ペナルティポイント</th> <th>減額割合</th> <th>ペナルティポイント</th> <th>減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11～15 P P</td> <td>1 P Pにつき0.20%</td> <td>26～30 P P</td> <td>1 P Pにつき0.35%</td> </tr> <tr> <td>16～20 P P</td> <td>1 P Pにつき0.25%</td> <td>31～35 P P</td> <td>1 P Pにつき0.40%</td> </tr> <tr> <td>21～25 P P</td> <td>1 P Pにつき0.30%</td> <td>36 P P以上</td> <td>支払停止</td> </tr> </tbody> </table>	ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合	11～15 P P	1 P Pにつき0.20%	26～30 P P	1 P Pにつき0.35%	16～20 P P	1 P Pにつき0.25%	31～35 P P	1 P Pにつき0.40%	21～25 P P	1 P Pにつき0.30%	36 P P以上	支払停止	
	ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合																															
	11～15 P P	1 P Pにつき0.04%	26～30 P P	1 P Pにつき0.07%																															
16～20 P P	1 P Pにつき0.05%	31～35 P P	1 P Pにつき0.08%																																
21～25 P P	1 P Pにつき0.06%	36 P P以上	支払停止																																
ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合																																
11～15 P P	1 P Pにつき0.20%	26～30 P P	1 P Pにつき0.35%																																
16～20 P P	1 P Pにつき0.25%	31～35 P P	1 P Pにつき0.40%																																
21～25 P P	1 P Pにつき0.30%	36 P P以上	支払停止																																
	<p>c 当期のペナルティポイントが<u>36 P P以上となった場合</u>、病院事業庁は当期のサービス購入料総額の支払停止措置を取るものとするが、翌期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが10 P P以下であるときに限り、翌期分のサービス購入料と合わせて<u>当期の減額対象としたサービス購入料の97%を支払う</u>。それ以外の場合には、当期のサービス購入料は支払われない。</p>	<p>c 当期のペナルティポイントが<u>35 P Pを超えた場合</u>、病院事業庁は当期のサービス購入料総額の支払停止措置を取るものとするが、翌期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが10 P P以下であるときに限り、翌期分のサービス購入料と合わせて<u>当期の該当するサービス購入料の85%を支払う</u>。それ以外の場合には、当期のサービス購入料は支払われない。</p>	維持管理・運営期間中のペナルティが厳しく、資金調達を困難にするとの意見を受けて変更したもの																																
	<p>イ 患者の身体・生命等に係ること</p> <p>下記の直接患者の身体・生命等に係る項目で重大な業務要求水準の未達があった場合には1件につき以下のP Pを適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>適用するP P</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4又はレベル5のアクシデント（医療事故）の原因となった場合</td> <td>36 P P</td> </tr> <tr> <td>患者給食において食中毒の発生 医事事務等において患者情報の流失</td> <td>11 P P</td> </tr> <tr> <td>検体検査において検体の紛失及び取り違え 物流管理において劇薬等の紛失</td> <td>6 P P</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ アクシデント（医療事故）とは、過失の有無に関わらず、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故をいいます。</p> <p>※ レベル4 事故により、生活に影響する高度の後遺症が残る可能性が生じた場合</p> <p>※ レベル5 事故が死因となった場合</p> <p>(レベル4及びレベル5の出典：「神奈川県立病院医療事故公表基準」)</p>	項 目	適用するP P	レベル4又はレベル5のアクシデント（医療事故）の原因となった場合	36 P P	患者給食において食中毒の発生 医事事務等において患者情報の流失	11 P P	検体検査において検体の紛失及び取り違え 物流管理において劇薬等の紛失	6 P P	<p>イ 患者の身体・生命等に係ること</p> <p>下記の直接患者の身体・生命等に係る項目で重大な業務要求水準の未達があった場合には1件につき以下のP Pを適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>適用するP P</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・患者給食において食中毒の発生 ・検体検査において検体の紛失及び取り違え ・物流管理において劇薬等の紛失 ・医事事務等において患者情報の流失</td> <td>36 P P</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	適用するP P	・患者給食において食中毒の発生 ・検体検査において検体の紛失及び取り違え ・物流管理において劇薬等の紛失 ・医事事務等において患者情報の流失	36 P P																					
項 目	適用するP P																																		
レベル4又はレベル5のアクシデント（医療事故）の原因となった場合	36 P P																																		
患者給食において食中毒の発生 医事事務等において患者情報の流失	11 P P																																		
検体検査において検体の紛失及び取り違え 物流管理において劇薬等の紛失	6 P P																																		
項 目	適用するP P																																		
・患者給食において食中毒の発生 ・検体検査において検体の紛失及び取り違え ・物流管理において劇薬等の紛失 ・医事事務等において患者情報の流失	36 P P																																		

項目	改正案	現行	備考
事業者の債務不履行による契約終了の違約金	<p>(引渡し以後の解除)</p> <p>第69条 第67条に加えて、病院施設の引渡日以降において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、第74条の規定に関わらず、病院事業庁は、事業者に対して書面により相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知し、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、事業者に対して書面により通知をした上で本契約を解除することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 第74条又は本条前二項により本契約が解除された場合、事業者は、特段の合意がない限り、病院事業庁に対して、<u>サービス購入料のうち本件工事費相当額の残額にサービス購入料2及びサービス購入料3の前年度支払実績額を加えた金額の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。</u>ただし、この違約金は損害賠償額の予定を定めたものと解されてはならず、病院事業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。</p>	<p>(引渡し以後の解除)</p> <p>第69条 第67条に加えて、病院施設の引渡日以降において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、第74条の規定に関わらず、病院事業庁は、事業者に対して書面により相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知し、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、事業者に対して書面により通知をした上で本契約を解除することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 第74条又は本条前二項により本契約が解除された場合、事業者は、特段の合意がない限り、病院事業庁に対して、<u>サービス購入料のうち本件工事費等相当額の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。</u>ただし、この違約金は損害賠償額の予定を定めたものと解されてはならず、病院事業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。</p>	<p>施設の引渡後の契約解除における違約金が厳しく、資金調達を困難にするとの意見を受けて変更したもの</p>
病院事業庁の債務不履行による契約終了	<p>(病院事業庁の債務不履行による契約終了)</p> <p>第70条 病院事業庁が、本契約に基づいて事業者に対して履行すべき金銭債務の支払いを遅延し、かつ、<u>病院事業庁が事業者から書面による催告を受けた後3ヶ月を経てもかかる支払いを行わない場合</u>、事業者は病院事業庁にあらためて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。</p>	<p>(病院事業庁の債務不履行による契約終了)</p> <p>第70条 病院事業庁が、本契約に基づいて事業者に対して履行すべき金銭債務の支払いを遅延し、かつ、<u>病院事業庁が事業者から書面による催告を受けた後6ヶ月を経てもかかる支払いを行わない場合</u>、事業者は病院事業庁にあらためて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。</p>	<p>病院事業事業庁の債務不履行(サービス購入料の不払い)の場合でも6ヶ月間契約解除できないのは著しく不合理との意見を受けて変更したもの</p>
建設期間中の金利変動リスク	<p>(ウ) 金利の改定</p> <p>b 基準金利</p> <p>東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6カ月LIBORベース5年もの(円-円)スワップレート中値とする。なお、基準日は以下のとおり。</p> <p>・<u>運営開始～5年目(平成25年11月～平成31年3月)のサービス購入料:</u> <u>本件引渡日の2営業日前</u></p>	<p>(ウ) 金利の改定</p> <p>b 基準金利</p> <p>東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6カ月LIBORベース5年もの(円-円)スワップレート中値とする。なお、基準日は以下のとおり。</p> <p>・<u>運営開始～5年目(平成25年11月～平成31年3月)のサービス購入料:</u> <u>融資契約日</u></p>	<p>融資実行日までの金利変動リスクは、事業者がコントロールできるものではないため、病院事業庁の負担とするよう変更したもの</p>